# 令和８年度（2026 年度）北海道農薬危害防止運動実施要領（要約版）

北海道

## 第１　趣旨

農薬取締法ほか他関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底を図るとともに、農薬及びその取り扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適切な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止のための運動を実施する。

## 第２　実施期間

令和８年（2026 年）６月１日から８月３１日まで

## 第３　推進体制

実施主体（北海道（農政部、保健福祉部、環境生活部及び関係出先機関）、保健所設置市）のほか、関係機関・団体が一体となって、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下、「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民に対し、農薬危害防止運動を展開する。

## 第４　運動のテーマ

「使用前、周囲よく見て ラベル見て」

## 第５　重点指導項目

① 農薬ラベルによる使用方法の確認
② 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策
③ 誤飲、誤食、盗難等防止に向けた適切な保管・管理
④ 土壌くん蒸剤使用時の適切な取扱い

## 第６　実施事項

### １　農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

#### （１）広報誌等による普及啓発

多様な広報手段を用いて、本運動の趣旨並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

#### （２）啓発資料の配布や情報配信、講習会等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、施設内の植栽管理のために病害虫防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬危害防止運動実施要綱の別添（指導等における留意事項）を参考に、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、啓発資料の配布又は情報配信、講習会等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

#### （３）周知・指導が行き届きにくい農薬使用者への普及啓発

講習会等の開催や巡回による周知・指導が行き届きにくい農産物直売所に出荷する農薬使用者に対して周知・指導の徹底が図られるよう、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう普及啓発を図る。

（４）周辺環境に配慮した農薬使用の普及啓発

水域の生活環境動植物の被害防止、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止等により生活環境の保全を図るため、止水期間の遵守、適切な水管理及び畦畔整備を講じるよう、普及啓発を行う。また、公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬に係る事故を防止するため、周囲の状況を考慮して使用するよう、普及啓発を行う。

（５）医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関、農薬使用者等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努める。

２　運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置づけた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

３　農薬の適正使用等についての指導等

○　農薬使用基準の遵守及び使用履歴の記帳の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、適用農作物、使用量、希釈倍数、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準を遵守するよう指導するとともに、農薬の不適正使用による、農作物を摂食した場合の健康に悪影響を及ぼす事案の発生を防ぐため、、使用履歴の記帳を徹底するよう指導する。

農産物直売所においては、農産物直売所の管理者に対して、直売所に出荷する農薬使用者を対象に農薬の適正使用に関する注意喚起を行うことや集荷の際に農薬の使用履歴に基づき農薬の使用状況を確認するよう指導を行う。

また、「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について関係機関、農業協同組合、農産物直売所、青果市場、農薬販売店等と協力しつつ、効果的に指導を行う。

ア　適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。

イ　農薬の飛散の防止対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。

４　農薬による事故を防止するための指導等

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、関係法令及び「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に次の事項について指導を徹底する。

○　住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないよう、以下の事項の遵守を徹底する。

①　農業生産場面

農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民に対し十

分な時間の余裕をもって幅広く周知を行うこと。

② 公園、街路樹等一般場面

病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観察によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。

やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、周辺住民、施設利用者等への事前周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講ずること。

## 5 農薬の適正販売についての指導等

### （1）農薬販売者に対する指導

農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、当該届出に加えて都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導する。

### （2）無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬の登録を受けていない者が製造し若しくは加工（小分けを含む）し、又は輸入した農薬を販売しないよう指導する。

## 6 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

### ○ 蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を防止するため、道の農薬指導部局は畜産部局と連携し、以下の取組を実施する。

#### ア 蜜蜂の被害に関する認識の共有

普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知する。

① 被害の発生は、水稲のカメムシ防除の時期に多いこと。

② 水田に飛来した蜜蜂が、水稲のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。

③ 被害を軽減させるためには、以下の対策を実施することが有効であること。

- 農薬使用者と養蜂家の間の情報共有
- 巣箱の設置場所の工夫・退避
- 巣箱を日陰に設置するほか、水飲み場の確保等により巣箱内の温度の上昇を抑制するなど、蜜蜂に影響がない状況下での巣箱の網掛け
- 粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける

#### イ 情報共有の更なる徹底

農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達する。

① 蜂場の情報関係

② 水稲の防除に係る情報関係

③ 水稲以外の作物の防除に係る情報関係

#### ウ 被害軽減のための対策の推進

上記取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下の対策を推進する。

① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行う。

・ 蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所に巣箱を設置することは控えること。

・ カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の周辺から退避させること。

・ 日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。

② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行う。

・ 使用する農薬のラベルに「被害防止方法」、「農薬の使用上の注意事項」及び「使用時期」として記載されている事項等を遵守するとともに、適時適切な防除を心がけること。

・ 再評価等の結果を受けて被害防止方法が新たに追加される農薬については、農林水産省や農薬メーカーから提供される情報に基づき北海道が作成する防除指針及び生産者団体が作成する防除暦を確認したうえで、使用すること。

・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前８時～ 12 時まで）を避けること。

・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。

・ 蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

③ 前年度被害が生じた場所や同一の場所での複数回の被害が発生している地域においては、行政、養蜂組合、農業団体等の関係者が協議する場を設けるなどにより、原因究明とそれに基づく更なる被害軽減対策の推進等を徹底する。

④ 以上のほか、養蜂家と連携しながら、巣箱の移動手段の提供や共同の退避場所の確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施する。